

令和5年度 地域公共交通バリアフリー化調査事業一覧

(1) 移動等円滑化促進方針策定事業

都県	市区町村	協議会名
茨城県	つくば市	つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会
東京都	大田区	大田区移動等円滑化推進協議会
東京都	葛飾区	葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会
東京都	府中市	府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会

(2) 移動等円滑化基本構想策定事業

都県	市区町村	協議会名
茨城県	守谷市	新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会
神奈川県	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年3月18日

協議会名: つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>①基本的な方針の検討 内容:令和4年度事業を踏まえ、必要な資料を収集した上で、バリアフリーに関する基本的な方針を検討する。 結果:令和4年度に実施した基礎調査(市民アンケート調査、関係団体ヒアリング調査、まち歩き点検)の結果を踏まえ、基本理念及び基本方針を設定するとともに、本方針の実効性を高めるため、具体的な取組を関連施策として設定した。</p> <p>②移動等円滑化促進地区の検討 内容:移動等円滑化促進地区を選定し、その位置、範囲、境界及び面積を設定するとともに、地区内におけるバリアフリー化の促進に関する方針を検討する。 結果:移動等円滑化促進地区として「つくば駅周辺地区」、「研究学園駅周辺地区」及び「大曾根・筑穂地区」の3地区を設定した上で、生活関連施設や生活関連経路などの事項を設定した。</p> <p>③必要な事項の検討 内容:住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項や、行為の届出等に関する事項とともに、本市の実情に応じた必要な事項を検討する。 結果:住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項については、各関係者における取組事例を明記し、また、行為の届出等に関する事項については、つくば駅及び研究学園駅を対象範囲に指定した。</p> <p>④パブリックコメント(案)の作成 内容:広く市民からの意見を聴取するため、パブリックコメント(案)を作成する。 結果:つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会(以降、「協議会」という。)における意見等を踏まえつつ、パブリックコメント手続の実施に当たっては、本方針をより多くの住民等へ周知するための「概要版」や「わかりやすい版」を別途作成した上で、広く意見を募集するための対応をとった。(現在は意見募集期間中。)</p> <p>⑤協議会の開催 内容:令和5年度における協議会では、これまでの協議内容や基礎調査等の結果を踏まえ、基本的な方針や移動等円滑化促進地区に係る協議を進める。 結果:令和5年度における協議会については、これまでに3回(令和6年2月に4回目を予定)開催することで、策定の各段階において多様な関係者間による合意形成を図った。</p>	<p>A</p> <p>当初の計画に位置づけられたとおり、基本的な方針や移動等円滑化促進地区等を検討するとともに、本方針の実効性を高めるためとして、具体的な取組を関連施策として位置付けるなど、本市の実情に応じた事業を適切に実施することができた。また、策定作業の各段階において協議会を開催することで、市民・福祉団体・交通事業者などの本市のバリアフリー施策に関連した多様な関係者間における合意形成を図りつつ、それぞれの知見によって本プランを磨き上げながら進めることができた。</p>	<p>令和6年2月までのパブリックコメント手続を踏まえた修正等の対応について、協議会における多様な関係者間の協議を踏まえた上で、令和6年3月頃の策定を予定している。</p>

<p>地方運輸局等における二次評価結果(関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化促進方針を策定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。 また、移動等円滑化促進方針を策定後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて市内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。さらに具体的な事業の調整が可能になった時点で、移動等円滑化基本構想の作成についての検討を進めていただきたい。</p>
--------------------------------	--

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年3月18日

協議会名: 大田区移動等円滑化推進協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>①基礎資料の整理 【内容】 ・区全域を対象に、人口、鉄道・バス、道路網、公園、公共・福祉・医療・商業施設の配置等の状況について整理する。 ・移動等円滑化促進方針に関連する計画や事業等について整理する。 【結果】 ・移動等円滑化促進地区の選定の基礎データとして、バリアフリーに関連する各種資料や計画等を収集・整理した。</p> <p>②区民意向の把握 【内容】 ・高齢者、障害者等を対象にヒアリングを実施し、移動及び施設の利用に関する実態、バリアフリーに関する問題点や課題を把握する。 ・新たな取組として「まち歩き点検実施計画」を策定し、効果的・効率的にバリアフリーに関する問題点や課題を利用者視点で抽出し、方針等に反映する。 【結果】 ・障害者団体(5団体)へのヒアリング、子育て世代へのアンケート、高齢者・障害者等の参加によるまち歩き点検(2回)を行い、バリアフリーに関する課題や要望等を把握した。 ・現行の重点整備地区のまち歩き点検未実施経路について、バリアフリー基本構想の計画期間である令和14年度までに計画的にまち歩き点検を実施していくため、「まち歩き点検実施計画」を策定した。</p> <p>③移動等円滑化促進地区の選定、生活関連施設・経路等の設定の検討 【内容】 ・区全体のバリアフリーの方針を検討するとともに、面的・一体的なバリアフリー化を図る地区の考え方を設定し、新たな移動等円滑化促進地区を選定する。 ・新たに選定した移動等円滑化促進地区を対象に、地区の境界(区域)の設定等を検討する。 【結果】 ・バリアフリー法の移動等円滑化促進地区の要件を踏まえ、「大田区都市計画マスタープラン」における「中心拠点・生活拠点」を新たな移動等円滑化促進地区(15地区)として設定した。 ・各地区の鉄道駅を中心とした徒歩圏内(概ね500m圏内)において、生活関連施設及び生活関連経路を設定し、それらを含む範囲を移動等円滑化促進地区の区域として設定した。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。</p> <p>A</p>	<p>次年度、届出制度や心のバリアフリーに関する事項の検討等を行い、令和7年3月に大田区移動等円滑化促進方針を改定予定である。</p>

④移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の方針の検討

【内容】

・これまでのバリアフリー基本構想に基づく特定事業の実施状況等を整理し、それを踏まえ、移動等円滑化促進地区内の生活関連施設及び生活関連経路等のバリアフリー化の方針を検討する。

【結果】

・バリアフリー化の目標を「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた」と定め、その実現のため、「移動等円滑化促進地区の指定による計画的なバリアフリー化の推進」、「利用者のニーズを踏まえたスパイラルアップによるバリアフリーの水準の向上」、「区民・事業者・区(行政)の連携による心のバリアフリーの取組の推進」といった基本方針を定めた。

⑤移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の推進方策の検討

【内容】

・移動等円滑化促進地区のうち、バリアフリー基本構想の未策定地区及び特定事業未設定の施設及び経路について、バリアフリー化の進め方、方向性、スケジュール等について検討する。

【結果】

・移動等円滑化促進方針の策定後、移動等円滑化促進地区の中から重点整備地区を数年おきに指定し、バリアフリー基本構想を策定することにより、面的・一体的なバリアフリー化の取組を区全域へ拡大していくこととした。

⑥協議会等の開催

【内容】会議体である移動等円滑化推進協議会にて、計画改定に関する報告や意見交換を行い、改定内容の検討を行う。

【結果】

・令和5年度は、協議会3回、区民部会2回、事業者部会1回、庁内検討委員会3回を開催した。

地方運輸局等における
二次評価結果
(関東運輸局)

事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。
ヒアリング、アンケートやまち歩き点検の実施等で得られた成果や課題等を活かし、より充実した移動等円滑化促進方針に改定されることを期待。
また、移動等円滑化促進方針を改定後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年3月18日

協議会名: 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>①区全体のバリアフリーに関する方針の検討 内容:昨年度に実施した基礎調査、関連する計画等に加え、今年度実施したまち歩き調査を踏まえ、現状と課題を整理し、区全体のバリアフリーの方針、移動等円滑化促進地区の区域・生活関連施設・生活関連経路の設定を検討する。 結果:上記内容を確実に実施した。具体としては、区内全域でハードとソフトの両面のバリアフリー化を推進し、特に多様な人が集中する区内全鉄道駅等を中心とした徒歩圏を移動等円滑化促進地区に設定する方針とし、ハードだけでなく、ソフト面として心のバリアフリーに積極的に取り組むこととした。生活関連施設及び生活関連経路は、国のガイドラインや現行のバリアフリー基本構想を踏まえて設定する方針とした。</p> <p>②まち歩き調査の実施 内容:現行のバリアフリー基本構想の重点整備地区として設定されている3地区において、障害者、高齢者、子育て中の方等の区民が参加してまち歩き調査を実施し、まちのバリアフリーの現状を把握し、良い点や課題等を整理する。 結果:上記内容を確実に実施した。令和5年10月から11月にかけて、3地区で延べ47名の区民等が参加し、各地区3コースに分かれて調査を実施した。コースを歩いた後にワークショップを地区ごとに実施し、参加者同士で意見を共有し、施設別(鉄道駅、駅前広場・バス停、公共施設、民間施設、商店街、公園)に意見を整理した。</p> <p>③協議会等の運営 内容:協議会、庁内検討部会、区民検討部会、事業者検討部会を運営し、葛飾区移動等円滑化促進方針の内容を検討する。 結果:ほぼ当初のスケジュール通りに協議会等を開催し、上記内容を確実に実施した。</p>	<p>A</p> <p>協議会等が適切に運営され、移動等円滑化促進方針の策定に向けて内容の検討を進めており、事業が適切に実施された。</p>	<p>令和6年度は、区内の他の地区においてもまち歩き調査を実施して地域性を把握し、詳細をさらに検討して策定素案を作成する。策定素案に対してパブリックコメント等により意見を集約し、令和7年3月に「葛飾区移動等円滑化促進方針」を策定予定。</p>

<p>地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 まち歩き調査や協議会等の実施等で得られた成果や課題等を活かし、今後、充実した移動等円滑化促進方針が策定されることを期待。 また、移動等円滑化促進方針を策定後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>
--	---

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年3月18日

協議会名: 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>①マスタープラン(素案)の検討 (1)基本方針の検討 バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針、旧基本構想・特定事業計画の評価結果を踏まえ、新たに策定するマスタープランの基本的な方針及び目標年次等を検討する。 (2)移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の検討 バリアフリー法で示す要件に照らし、移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の検討を行う。また、重点整備地区として、バリアフリー基本構想の策定等を行う必要性が高い地区を整理する。 (3)マスタープランたたき台の検討 マスタープランの目次構成を検討し、各項目で記載すべき内容を整理する。また、地域懇談会等における市民意見等を踏まえ、移動等円滑化の促進に関する事項を整理する。 【結果】上記内容を確実に実施した。</p> <p>②協議会等の運営 (1)協議会 配付資料作成、印刷、出席、議事録の作成を行う。 (2)地域懇談会 エリア別のバリアフリーの推進状況及び課題を把握し、マスタープランに反映すべき事項を検討するため、高齢者、障害者等の市民参加による地域懇談会等を実施する。開催にあたり、配付資料作成、運営支援、記録の作成を行う。 (3)アンケート調査 利用者視点からのバリアフリー状況の比較評価やさらなる課題を抽出するためのアンケート調査を実施する。 【結果】上記内容を確実に実施した。協議会は5月・9月・2月(予定)の3回開催、地域懇談会は10月に3回開催、アンケート調査は7月に実施した。</p>	A	令和7年3月にバリアフリー基本構想を含めた府中市バリアフリー基本計画を策定予定。

地方運輸局等における二次評価結果(関東運輸局)	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。地域懇談会やアンケート調査の実施等で得られた成果や課題等を活かし、今後、充実した移動等円滑化促進方針が策定されることを期待。また、移動等円滑化促進方針を策定後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて市内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。
-------------------------	--

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年3月18日

協議会名: 新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>1 新守谷駅周辺の現状整理 内容:新守谷駅周辺地区の位置や地形的な特性、人口動態及び周辺の公共交通機関等の調査を行う。あわせて上位・関連計画の整理を行い、地区の現状を把握する。 結果:現状整理とあわせ、協議会委員とバリアを抱えた方等による現地踏査を実施し、新守谷駅及び周辺施設等においてバリアフリー化を進める必要性を確認した。</p> <p>2 住民等意向調査の実施 内容:新守谷駅や周辺施設の利用者に対してアンケート調査(近隣地区住民2000名へ郵送、その他WEBアンケート案内2,217部以上配布)を実施し、日々不便を感じることや問題と思うこと等の意見を収集する。 結果:合計1,554人からのアンケート回答があり、回答者がバリアを感じている場所や理由について分析を実施した。</p> <p>3 新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)の検討 内容:重点整備地区(生活関連施設・経路)、バリアフリー化の基本方針、バリアフリーに関する特定事業の内容を検討し、基本構想(案)を作成する。 結果:重点整備地区及びバリアフリー化の基本方針を基に、特定事業者との協議を経て特定事業の内容を決定の上、基本構想(案)を作成した。</p> <p>4 協議会の開催 内容:本地区におけるバリアフリー化の検討を行うため協議会を開催する。 結果:新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会は全体で5回の開催を予定しており、これまでに4回の協議会(うち1回は現地踏査を実施)を実施した。協議会において、本構想について協議・承認を経ながら策定を進めている。</p> <p>5 案の取りまとめ 内容:基本構想をまとめる。 予定:基本構想(案)に対し、パブリック・コメントを実施し、基本構想をまとめる。また、パンフレット(概要版)を作成し、心のバリアフリーの推進を図る。</p>	<p>調査事業は計画書に記載の通り適切に実施された(実施する予定である)。</p> <p>A</p>	<p>令和6年3月に基本構想策定予定。</p>

地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化基本構想を策定後、高齢者、障害者等の移動等円滑化を促進するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。 また、移動等円滑化基本構想を策定後においてもPDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて市内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。
---------------------------------	---

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年3月18日

協議会名: 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>【事業概要】</p> <p>(1)計画準備等</p> <p>(2)次期基本構想のとりまとめ</p> <p>(3)次期特定事業計画のとりまとめ</p> <p>(4)協議会開催</p> <p>【結果概要】</p> <p>(1) 計画準備等 令和5年8月の基本構想公表に向けた法令等の確認、業務打合せ等を実施した。</p> <p>(2) 次期基本構想のとりまとめ 令和5年8月に基本構想を公表するとともに、移動等円滑化に関する配慮事項について関係事業者が理解しやすくなるよう深度化を行った。 また、多様な人への情報保障として本編・概要版の作成のほか、概要版(わかりやすい版及びUni-Voice 用2次元バーコード添付版)並びにテキスト版を作成した。</p> <p>(3) 次期特定事業計画のとりまとめ (2)の基本構想を基に事業者と調整を行い、令和5年12月に特定事業計画を作成した。</p> <p>(4) 協議会開催 協議会を3回(8月、1月、3月)開催した。 協議会開催に伴う委員報酬の支払い及び会議録の作成を行った。</p>	<p>A</p> <p>事業実施にあたっては、以下の内容を踏まえ、計画どおり適切に実施した。</p> <p>前年度までに作成した次期基本構想(素案)や次期特定事業計画計画(素案)を基に、パブリックコメントの実施や協議会の調整を経て、令和5年8月に次期基本構想の策定、同年12月に次期特定事業計画の作成を行った。</p> <p>また、市民や関係事業者に対して次期基本構想の理解促進のための工夫として、概要版(わかりやすい版)の作成や多様な媒体の活用を行い、情報保障の推進を図った。</p>	<p>令和5年8月に「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」を策定。</p>
<p>地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化基本構想を改定後においてもPDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて市内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>	